

令和7年度 第2回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日 時 令和7年8月22日（金）午後1時30分～午後3時10分
場 所 四街道市企業庁舎 2階会議室
出席委員 太田委員 三室委員 北村委員 笹原委員 下里委員
大谷委員 田汲委員 玉置委員
欠席委員 加藤委員 川上委員
事務局出席者 森田上下水道部長 粟飯原上下水道部副参事 伊藤経營業務課長
君塚下水道課長 梅澤下水道課管理係長 秋葉下水道課建設係長
鶴崎経營業務課事業管理係長 菅谷経營業務課財務経営係長
穴倉経營業務課主任主事
傍 聴 人 4名

～会議次第～

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - ①下水道事業の経営について
 - ②今後の審議スケジュールについて
4. その他
5. 閉会

○会議の概要

- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室（4名）

○議題

太田会長：議題①下水道事業の経営について、事務局より説明をお願いします。

《事務局より、「下水道事業の経営について」の内容説明》

笹原委員：資料10ページ、補助金の交付率が下がっているとあるが、国の予算は補正の比重が高まっているが、国庫補助金における補正予算の活用状況はいかがか。

事務局：補助金の追加補正の活用状況については、緊急での調査などが無い限りは当初予算による事業計画のとおりです。

笹原委員：資料18ページ、5年ごとに維持管理費が改定とあるが、説明をいただきたい。

事務局：四街道市では下水道処理施設を保有していないことから、処理をお願いしている千葉県営の印旛沼流域下水道に対して汚水処理にかかる経費について維持管理費負担金として支払っておりますが、この負担金は基本的に5年に一度の値上げが検討されることになっていきます。

太田会長：国庫補助金制度について補足いたしますと、水道と下水道では制度が異なり、水道は予算の範囲内での任意的な補助という意味合いがあり、下水道は国庫負担金制度による義務的な負担金という位置づけになります。

太田会長：総事業費に対する実際の交付金額の比率はどのくらいになりますか。

事務局：今年度の事業費ベースによる総事業費に対する補助金額の割合は7%になります。

大谷委員：追加資料①の2ページ、雨水事業の企業債の償還は下水道事業全体の中で償還していくのか。また、償還金に対して一般会計からの繰り入れはあるのか。

事務局：雨水事業の企業債の償還については一般会計からの繰入を財源として支払うものであるため、汚水使用料を財源とする負担はありません。

大谷委員：資料4ページから9ページにわたりますが、まず、累進制の導入はいつからなのか。次に、1から10^mの使用料を暫定的に低額に設定したとあるが、暫定的とは具体的にどういうことか。最後に、累進制の他自治体の状況はどうか。

事務局：まず、累進制は令和5年度の改定以前から採用しています。次に暫定的な従量使用料については、令和5年度の改定以前は1から10^mまでの使用料が基本使用料に含まれる基本水量制を採用していましたが、これを改定に伴い廃止し、1^mから従量使用料を設定するとともに、小口使用者の使用料の増加を軽減するため、10^mまでの1^mあたりの使用料を33円と低額に設定しました。最後に累進制の他自治体の状況ですが、資料7ページのとおり、本市は1^mあたりの一番低い使用料単価が33円と低額なことから最大水量区分との単価の差が大きくなるため、差の少ない自治体と比較すると累進度が高くなっています。

大谷委員：累進制について、どのように考えているのか。

事務局：累進制は大口使用者の需要を抑制する目的で採用されてきたものですが、水需要が減少している現状では累進制の必要性が以前と比べ薄れてきているため、今後は累進幅を少なくしたいと考えています。

大谷委員：資料 12 ページ、水量区分 2,001 m³以上はどのような使用者なのか。2004 年度と比べて水を多く使う単価区分が下がってきている要因は。

事務局：水量区分 2,001 m³以上の大口使用者は病院や商業施設などが該当します。また、水を使用する区分が低い単価の区分に下がってきている要因は、節水型の機器への転換などにより水の使用量が少なくなったことから、全体的に低い使用料単価区分の利用者が増えているためだと思われます。

田汲委員：資料 3 ページ、補助金等の交付額が減少傾向にあるというが、支出面での増加に対応するために補助金等を増やす必要があるという記載は矛盾していないのか。

事務局：補助金の申請額に対する交付額は年々減少していますが、国の提示する補助制度を最大限に活用することで増額を図っていくものとなります。

田汲委員：雨水事業は公費負担ということだが、汚水事業の使用料改定にどう関係するのか。

事務局：雨水事業については基本的に一般会計からの繰入金で賄われるため、使用料改定には反映はされません。汚水事業のみが使用料改定に反映されます。

田汲委員：資料 4 ページ、1 m³から 10 m³の従量使用料を暫定的に低額に設定したというが、暫定とする期間はいつまでか。

事務局：令和 5 年度の改定時に設定したものであり、今審議会での検討による次回改定までの暫定となります。

田汲委員：埼玉県での陥没事故によりベテランの作業員が複数名亡くなられた事例は、四街道市でも当てはまるのか。

事務局：下水道工事を実施する際には、管の内部にガスが発生する可能性も高いことから、安全確保対策を十分に整えた上で工事を施工していただくよう事業者へ指導しているため、これまでに事故が発生した事例はありません。

大谷委員：資料 11 ページ、行政区域内人口と水洗化人口と有収水量の推移は、何を基にしているのか。

事務局：有収水量の推計は、本市の政策推進課が令和 6 年度に改定した人口ビジョンに基づいて作成しています。人口は概ね現在をピークとして減少していく見込みであり、一人一日あたりの下水道使用量の原単位も減少傾向にあるため、人口よりも有収水量の減りの傾向が強いという推計となります。

大谷委員：資料 13 ページ、汚水処理原価に更新費用などが関わってくるということが理解できないが、汚水処理原価にはどのようなものが含まれるのか。

事務局：汚水処理原価と施設の更新事業費との関係性は分かりづらいと思いますが、まず、修繕や電気代などの一般的な経費の上昇は汚水処理原価の上昇に含まれています。また、更新事業費が減価償却費として施設ごとの耐用年数で割り振られて毎年の費用として汚水処理原価の中に入ってきます。古いものを更新すると、当時からは物価も大きく上昇しており減価償却費も上昇する状況ですから、汚水処理原価も右肩上がりの推移となります。

大谷委員：長期前受金戻入も汚水処理原価に入っているのか。

事務局：固定資産となる施設の更新などの財源として国などから補助金を受けた場合、その補助額は長期前受金戻入として収益科目に計上され、汚水処理原価から引くこととなります。

大谷委員：資料 15 から 16 ページ、令和 6 年度にストックマネジメント計画が策定されたというが、令和 7 年から令和 10 年までの更新計画において事業費を段階的に増加させる更新パターン③を適用しなかったのはなぜか。

事務局：令和 6 年度に策定したストックマネジメント計画は、令和 11 年度からの事業計画を策定したものであり、令和 10 年度以前の事業計画はその前に策定したものを適用しています。また、令和 10 年度までの事業計画も資料 15 ページで提示したパターン③と同じような形で策定したものになります。

大谷委員：資料 17 ページ、耐震化計画の中で耐震診断調査を行うようだが、カメラによる調査なのか。

事務局：耐震診断調査は、カメラによる構造等の調査を行うもので、令和 8 年に調査し、翌年に実施設計、その次の年に工事というサイクルを繰り返していきます。

大谷委員：資料 16 から 17 ページ、汚水のストックマネジメント事業のカメラ調査と耐震化計画のカメラ調査は別々の予算で実施せず、経費削減で同時に実施できないのか。

事務局：ストックマネジメント事業の点検は、市内全域の污水管の状況を確認し、施工年度や重要度などを加味した上で査定をして更新の優先順位を決める一方で、耐震診断のカメラ調査は市内を 2 ブロックに分けて重要幹線から調査するもので、調査内容等の構成が違うため重複する地区があっても同時の実施はできないものとなります。

大谷委員：資料 19 ページ、運転資金の確保ということで、4 年間の収支見込みが出ているが、第 1 回審議会で提示された収支計画と数値の合わない箇所があるが算定方法を教えてほしい。

事務局：前回の審議会資料④の収支計画は、損益計算部分は税抜きで消費税が入っておりますが、工事の事業費など資本的収支については税込です。資料 19 ページの数値につきましては、消費税に関する調整をした数値となることから、収支計画と全ての数値を一致させることは難しいものとなります。

大谷委員：平均改定率が 23 パーセントとなる根拠を示しているわけだが、令和 5 年度に 18 パーセント、今回が 23 パーセントで更に 4 年後に 10 パーセントの値上げ計画であるが、補助金も目減りし企業債もあまり増やせないとなると、下水道事業そのものが使用料収入に頼らざるを得ないような構造になっている。

佐倉市では平成 29 年 7 月に一律で 33 パーセントの値上げをしたことを新聞で知り、大幅に上がったのでびっくりしたが、その後、令和 7 年度の懇話会において、当面の間は値上げの必要がないとされていた。

四街道市も前回の改定率 18 パーセントと今回の 23 パーセントを足すと佐倉市の 33 パーセント以上となるのに、なぜ健全財政と言い切れないのか。健全運営している団体から学べることはないのか。

①管渠の老朽化状況、②更新に必要な財源の種類、③他会計からの繰入金の活用状況、④企業債の事業への活用状況について、他団体と比較できる資料を提示していただきたい。

太田会長：この場での提示は難しいと思うので、次回でもよろしいですか。

大谷委員：はい。

太田会長：事務局は、次回までをお願いします。

事務局：今回の資料にはありませんが、一般会計からの繰入金の状況についてご紹介させていただきます。千葉県内の下水道事業では、大半の団体が市税からの補てんという形の基準外の繰入金を令和 5 年度実績でいただいています。本市は令和 5 年度の使用料改定に合わせて基準外繰入を廃止しているため、他団体と比較した場合の下水道使用料の水準としては県内平均あたりまでできていますが、再度改定の検討をしなければならない状況となっています。

北村委員：資料 4 ページ、現行の下水道使用料体系について、他市などと比較した水準を教えてください。

事務局：令和 6 年 4 月の統計になりますが、月に 20 m³使用した場合の税込み金額は、四街道市 2,574 円、千葉県平均 2,506 円なので、本市は基準外繰入廃止の影響もあり千葉県平均よりも少し高い状況です。なお、全国平均は 2,914 円となりますので、本市よりも高い状況です。

太田会長：専門的な言葉もありますので、意味や趣旨がわからないものや、お気づきの点などはございますか。ございましたら、会議が終わるまでにお出しいただきたいと思います。

それでは、議題①「下水道事業の経営について」は、ここまでとさせていただきます。

太田会長：次に議題②「今後の審議スケジュールについて」、追加資料②の説明を事務局よりお願いします。

《事務局より、追加資料②の内容説明》

太田会長：今後のスケジュールにつきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いします。ございませんか。

それでは、議題②「今後の審議スケジュールについて」は、ここまでとさせていただきます。本日本日予定している議題は、これにて終了とさせていただきます。

太田会長：会議次第4. その他になりますが、委員の皆様より全体を通してでも構いませんので、何かございますか。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事を終了いたします。